

## 「第8次宮崎市行財政改革大綱改訂版(案)」に対するパブリックコメントでのご意見と本市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>活動交付金制度が始まって10年以上が経過し、毎年のように繰越金が発生しており、2020年度は特に新型コロナウイルスが発生し年間行事も自粛で活動がなされないままとなっている。</p> <p><u>消化されない予算は来年度に繰越となるが、2年分の予算を1年で消化するには単年度に2回事業を計画するか、規模を拡大するかまた新たに事業を発案するかいろいろな方法がある。</u></p> <p><u>しかし、活動交付金が地域のために活用されているか再認識する時期に来ていると考える。</u>長年同一事業を展開して実績を参加者の増減で判断し無駄に使っているのではないか、消化することに専念していないかを再度考えて、事業の見直しや、新たな事業の発掘などの指導していかなければ、参加者の固定化や事務局による働きかけで参加者を募っている現状を改善することはできない。</p> <p><u>以前は評価委員が地域の活動に実際に立ち会い評価していたほか、地域で活動している状況を聞き取りしたりしていたが、現在は意見書を書いているだけになっている。</u></p> <p><u>評価委員の権限を上げて、執行残は市に返納することとしてはどうか。</u>毎年発生する繰越金を一般財源として市に戻入し、基金として活用してほしい。</p> <p>各地域まちづくり推進委員会でやっている事業を全て否定しているわけではない。効果のある事業をしていることも事実である。</p> <p><u>総合評価で事業に対しての意見を記載しているが、どこに発信しているのか。</u></p> <p><u>地域事務所の職員やまちづくり推進委員会の委員に向けた研修も必要ではないかと考えている。</u></p> <p>いろいろ意見したが、検討した事業効果が生かされないことも事実である。今後の行財政改革大綱に期待したい。</p>	<p>現在、本市では、22の地域自治区で、27の地域まちづくり推進委員会が活動されていますが、今年度は、新型コロナウイルスの影響で、当初の計画どおり、事業を実施することが難しい状況にありました。</p> <p>そのような中、多くの地域まちづくり推進委員会では、参加者の制限、開催時間の短縮や時期の変更など、「3密」を回避したり、事業を組み替えたりするなど、工夫して対応しており、事業数ベースで、全体の7割程度が実施されています。</p> <p>ご指摘のとおり、地域コミュニティ活動交付金を活用した事業は、新型コロナウイルスの影響で中止する場合、天候不良等の不可抗力によるものに該当し、事業計画を変更することなく、次年度に未執行額を繰り越せることになっておりますが、多くの地域で、対策を講じたり、工夫したりしながら、事業を実施されておりますので、中止という選択肢だけではなく、事業を組み立て直すという視点も大事になると考えております。</p> <p>なお、繰越金は、年度当初から支出を伴う事業があるなど、一定の額が必要になることも考慮する必要がありますが、必要以上の繰越金を保有することは、適当ではないと考えております。</p> <p>そのため、来年度からは、天候不良による中止は除きますが、新型コロナウイルスの影響を受け、事業に着手することなく、中止とする場合には、次年度への繰り越しができないようにすることとしております。</p> <p>次に、地域コミュニティ活動交付金評価委員会の取組ですが、前年度事業の評価を行うため、毎年度、全ての地域まちづくり推進委員会のヒアリングを実施し、個別事業の評価をはじめ、各団体の活動の現状や課題を明確にし、そのあり方を整理するとともに、活動交付金の使途の見直しの方向性が示されています。</p> <p>なお、評価委員会による評価結果は、報告書にまとめており、地域協議会や地域まちづくり推進委員会には、直接、その概要のほか、報告書に基づき、改正した運用マニュアル等を説明しており、報告書の内容は、ホームページで公開しております。</p> <p>また、地域自治区を軸としたまちづくりにおいて、地域協議会の事務局であり、各種団体との調整を図る地域自治区事務所の役割は重要になりますので、年度当初に、事務局の全職員を対象に、地域自治区制度をはじめ、活動交付金の運用マニュアル等の理解を深める研修を実施するとともに、全ての地域自治区事務所で構成する連絡会議では、各部局の地域施策等を共有し、地域における取組の意見交換等を行っております。</p> <p>さらに、地域まちづくり推進委員会には、社会環境の変化を適切に捉え、活動に生かしていくため、昨年度から、地域まちづくり人材スキルアップ事業として、経営や情報発信等に関する研修を実施しております。</p> <p>今後とも、活動交付金が有効に活用され、地域まちづくり推進委員会の取組の実効性を高めていけるよう、地域の実情を的確に把握し、評価委員会の運営をはじめ、関係部局と連携した地域施策の展開など、適切に対応していきたいと考えております。</p>

No.	ご意見の概要	市の考え方
2	<p>柔道整復療養費には不正受給が横行しており、早急な対策が求められている。</p> <p>No.28の「国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化」は医療費だけが対象になっているが、<u>柔道整復療養費の適正化についても盛り込むべき</u>と考えている。</p> <p>具体的には「医療費適正化」を「医療費等適正化」として、取組内容の「医療の適正な・・・」は「医療、柔道整復の適正な・・・」に修正し、「医療費の適正化・・・」は「医療費等の適正化・・・」とする。また3の括弧書きの「重複・多剤服薬」のあとに「多部位、長期、高頻度施術」を追加して欲しい。</p>	<p>大綱案の「医療費の適正化」には、柔道整復費などの療養費も含んでおります。</p> <p>(国では、「国民医療費」として、入院、入院外、歯科、調剤、入院時食事・生活療養費、訪問看護、柔道整復、はり・きゅう・あんま、移送費、補装具と定義しています。)</p>
3	<p><u>結婚新生活支援事業費補助金を実施する</u>予定はないのか</p> <p>高齢化が進むことが明確なのであれば、若い世代が宮崎市に移住するきっかけや県外へ出てしまうことを減らす制度を検討されてもよいのではないか。</p>	<p>当該補助金は、少子化対策の一環として、自治体が結婚に伴う新生活をスタートする際にかかる住宅取得費用等を支援する場合に、国が支援額の一部を補助する事業ですが、その補助金活用による効果・検証を含め、支援のあり方について研究してまいります。</p> <p>移住・定住を促進するため、宮崎市移住センターを設置し、移住相談・受入体制のワンストップ化を図っているほか、東京圏をはじめ県外からの一定の要件を満たす移住者に対し、移住支援金を支給しています。また、若い世代が地域に愛着をもち、地元企業への就業につながる取組に対し助成を行うなど、引き続き、若い世代の流入や定着を促進してまいります。</p>